建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十一条、第二十二条の二第一項及び第五項、第二十四条並びに第二十五条の二第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条の見出し中「新築する」を「新築した」に改める。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条の見出し中「建設する」を「建設した」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅等の戸数）

第八条　法第二十五条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2　法第二十五条の二第五項の政令で定める戸数は、一万五千戸とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数）

第六条　法第二十二条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2　法第二十二条の二第五項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

附　則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十四号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十五号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年一月四日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高